

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成 30 年 7 月 20 日

飯豊町長 後 藤 幸 平

1. 工事の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工 事 名 | 平成 30 年度 道路防犯灯 L E D 化工事 |
| (2) 工事場所 | 飯豊町内 全域 |
| (3) 工事内容 | 町道道路照明灯及び町管理防犯灯（945 基）の LED 化
内 町道道路照明灯 N= 4 基
町管理防犯灯 10VA N=748 基
同上 20VA N=193 基 |
| (4) 着 工 | 契約締結の日から 5 日以内 |
| (5) 完 成 | 平成 30 年 11 月 30 日まで |
| (6) 資 料 | 公示設計書（特記仕様書、金抜設計書） |

2. 入札参加者の資格

この公告の工事の条件付き一般競争入札に参加できる者は、平成 29・30 年度飯豊町競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この公告の工事に係る競争入札参加資格確認通知書を受けている者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 本工事において、他の事業協同組合の構成員になっていないこと。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の建設業の許可のうち、電気工事業の許可を有し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が一般競争入札参加資格申請書の提出期限前 1 年 7 月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。）の総合評定値が、電気工事 600 点以上の建設業者であること。
- (4) 飯豊町もしくは長井市に本店又は主たる営業所（法第 7 条第 1 号による経營業務の管理責任者を置く営業所に限る。）又は、営業所（法第 7 条第 2 号による技術者を専任で置く営業所に限る。）を有する建設業者であること。
- (5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置（経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が配置すること。）できるとともに、現場代理人を常駐で

配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務できる（入札公告6の（5）に該当する場合を除く。）。

イ 1級電気施工管理技士又は2級電気施工管理技士の資格を有する者。

ロ イと同等の資格を有する者。

- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (7) 飯豊町建設工事請負業者指名停止要綱（平成10年庁達第19号。以下「要綱」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 飯豊町財務規則（平成11年規則第11号。以下「規則」という。）第117条の規定に基づく飯豊町建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続き開始又は当該更生手続き開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

3. 競争入札参加資格の確認

この公告の工事の競争入札の参加希望者は、あらかじめ次により資格確認を申請し、審査を受けなければならない。申請期限日までに申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加できないものとする。

ア 申請する書類

- ・条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2-1号）
- ・条件付き一般競争入札参加資格確認資料（別記1-1）

イ 申請受付期間及び場所

期間 平成30年7月23日（月）から平成30年8月3日（金）まで（土曜日・日曜日及び祝祭日を除く）の午前9時から午後4時まで

場所 飯豊町役場 総務企画課 行政管理室（本庁2階）

申請書及び資料は持参とし、郵送、電送等は受付しない。

ウ 申請書、資料の作成説明会

行わない。

エ 申請書、資料のヒアリング

行わない。

オ 競争入札参加資格の確認は申請期限日で行い、その結果は通知書により、次の期日までに回答する。

期日 平成30年8月6日（月）

カ 競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、簡易な内容確認を除き書面をもって説明を求めることができる。回答は書面をもって行う。

書面の提出先 飯豊町役場 総務企画課 行政管理室（本庁2階）

要求期限 平成30年8月7日（火） 午後4時まで

回答期限 平成30年8月8日（水） 午後5時まで

(※回答は先にファックスで行い、その後原本を郵送する。)

4. 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間及び場所

期間 平成30年7月20日(金)から平成30年8月9日(木)まで(土曜日・日曜日及び祝祭日を除く)の午前9時から午後4時まで
場所 飯豊町役場 住民税務課 生活環境室(本庁1階)

(2) 設計図書等に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き、持参又は郵送、ファックスの方法により書面で提出すること。なお、回答はファックスにより書面をもって行う。

提出期限 平成30年8月7日(火)午後5時まで(必着)

提出先 飯豊町役場 住民税務課 生活環境室(本庁1階)
FAX 0238-72-3827

回答期限 平成30年8月9日(木)午後5時

5. 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年8月10日(金)午前9時00分

(2) 場所 飯豊町役場 3階 大会議室

6. 入札方法等

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第107条の規定に該当する入札は、無効とする。

(2) 入札に際して参加者は、規則に定めるもののほか、別紙「入札条件」に示す各該当事項(○印)に定めるところによる。

(3) 入札執行にあたっては、入札参加資格確認通知書(写し可)及び積算内訳書を必ず持参すること。

(4) この入札は飯豊町低入札価格調査制度に関する規程(平成22年告示第11号)に基づき調査基準価格を採用しており、調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。

調査基準価格を下回る価格の入札者が提出した積算内訳書において計上されている次に掲げる経費の額のいずれかが、本工事の予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とする。また、積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない場合も同様とする。

a 直接工事費 75パーセント

b 共通仮設費 75パーセント

c 現場管理費 70パーセント

d 一般管理費 30パーセント

- (5) (4)により低入札価格調査を適用する工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (6) 申請書又は確認資料などに虚偽の記載をした場合においては、要綱に基づき必要な措置を行う。
- (7) 最も金額が低い入札者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査のうえで落札するか否かを決定する。
- (8) 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。
- (9) 落札となるべき金額の者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

7. 入札保証金

免除とする。

8. その他

その他詳細及び不明の点については、次に照会すること。

ア 公告の内容

飯豊町役場 総務企画課 行政管理室 (本庁2階)

電話 0238-87-0520

イ 工事の内容

飯豊町役場 住民税務課 生活環境室 (本庁1階)

電話 0238-87-0514